

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定について

平成 10 年 2 月
外務省国際科学協力室

1. 背景

- (1) 現行の宇宙基地協力協定は、昭和 59 年のレーガン米国大統領の提唱を受けて、昭和 63 年 9 月に日、米、欧及び加により署名された。我が国は平成元年 9 月に同協定を締結し、同協定は平成 4 年 1 月に発効した。
- (2) ロシアが宇宙基地協力への参加の招請を受け入れたことから、現行協定に代わる新たな宇宙基地協力協定の交渉が行われ、この協定は、本年 1 月 29 日にワシントンで日、米、欧、加及びロシアにより署名された。
- (3) 宇宙基地は、高度約 400km の軌道上で地球を周回し、宇宙環境を利用した科学実験（注）や地球観測に利用される。宇宙基地建設のための打上げは、本年 6 月から開始され、2004 年に本格的運用が開始される予定である。日本実験棟（JEM）は、2001 年から 2002 年に 3 回に分けて打ち上げられる予定である。

（注）具体的には、微少重力、高真空を利用した新材料（半導体等）の開発、生命科学実験（小動物等の実験）が行われる。

2. 締結の意義

我が国がこの協定を締結することは、安定した法的枠組みの下で宇宙基地協力を引き続き実施するために必要である。また、宇宙基地協力への参加は、我が国の有人宇宙活動に関する技術基盤の確立に資するとともに、米、欧、加及びロシアとの科学技術面での協力関係を強化する上でも重要である。

3. 主たる規定

この協定は、前文、本文 28 箇条、末文及び附属書から成り、その主たる規定は、次のとおりであり、その内容は、ロシアの参加に伴う所要の改正等を除き、概ね現行の宇宙基地協力協定を踏襲したものとなっている。

- (1) この協定は、国際法に従って平和的目的のために常時有人の民生用国際宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用を行うことに関して、参加主体（日、米、欧、加及びロシア）間の協力の枠組みを確立することを目的とする。
- (2) 各参加主体は、自己が提供する飛行要素を宇宙物体として登録し、また、

登録する要素及び宇宙基地上の自国民に対して管轄権を保持する。

(3) 参加主体は、宇宙基地協力活動について計画及び調整を行う組織を設立する。

(4) 各参加主体は、利用要素の利用権の参加主体間における配分について別段の定めがある場合を除き、自己が提供する利用要素（我が国については、宇宙開発事業団が開発する日本実験棟（JEM））の利用権を保持する。

4. 立法・財政措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び財政措置を必要としない。

5. 締約国（平成9年1月末現在）

なし。

（参考）署名国は15箇国（日、米、欧（ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノールウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、連合王国）、加及びロシア）。

6. 効力の発生

未発効。新協定は、日、米及びロシアが締結した日に効力を生ずる。

（了）